

週休2日工事要領についてのQ&A（土木部編）

2025-10

【現場閉所・交替制共通】

Q		A	発注者指定型	受注者希望型
①積算方法について	1	当初発注時は積算システムにおいてどの補正を行えばよいか。	「13 現場閉所(月単位R7. 10. 1～)」を選択して発注してください。	「01 補正しない」を選択して発注してください。
	2	工場製作期間は対象期間に含まれないが、週休2日工事の補正は行うのか。	工場製作は週休2日工事の補正を行いません。	左と同じ。
	3	施工箇所が点在する工事において週休2日工事に取り組む場合、施工箇所ごとに現場閉所率または休日率を算定し、補正を行うのか。	施工箇所ごとに判断するのではなく、1契約単位で現場状況を確認し、補正を行ってください。	左と同じ。
	4	見積で歩掛を設定している場合の補正方法は。	週休2日でない場合の見積仕様を示した上で見積を行っていて、歩掛内の労務費・機械経費（賃料）の区分が明確である場合は、要領記載の積算方法に基づき補正を行うことができます。	左と同じ。
②実施方法	5	施工に必要な実日数が1日のような工事でも、対象となるか。	対象となります。	左と同じ。
	6	対象外となる「(2) 主たる業務の契約数量を日単位としており、その日数が4週8休以上を確保している業務」はどのように判断するか。	—	主たる業務が道路パトロール業務の場合で、以下に該当する場合は対象外とします。 $\frac{\{\text{工期日数} - \text{契約数量(日)}\}}{\text{工期日数}} = 28.5\% (8日/28日) \text{以上}$
	7	受注者希望型の工事で「週休2日工事」の実施に取り組まないことを選択した場合、週休2日を確保する必要はあるか？	—	「週休2日工事」の実施に取り組まないことを選択した場合であっても、週休2日の確保は、働き方改革の趣旨から重要と考えています。 工事内容や受注者の判断による部分ではありますが、可能な限り、通期の週休2日は確保するよう、現場の工程調整に努めていただくようお願いいたします。 なお、達成状況に関わらず、評定上の減点はありませんが、持続可能な労働環境の実現に向けた取り組みとして、ご理解・ご協力をお願いいたします。
	8	対象工事を受注し、達成できなかった場合、成績評定での減点はあるのか。	成績評定での減点措置は行いません。	左と同じ。

週休2日工事要領についてのQ&A（土木部編）

2025-10

【現場閉所・交替制共通】

Q		A	発注者指定型	受注者希望型
② 実施方法	9	工事全体を一時中止にする期間は対象期間に含まないとあるが、建設工事積算基準に記載の算定方法に基づき、一時中止の増加費用等を算出する場合については、週休2日工事の補正は行うのか。	建設工事積算基準の「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算について」の算定方法による費用算出を行う場合、算出に用いる土木一般世話役（R）には週休2日工事の補正を行いません。また、積上げ費用（α）に週休2日工事の補正は行いません。	左と同じ。
	10	維持管理業務（一括発注方式）においても、休日取得計画表等による取得計画の提出が必要か。	—	維持管理業務（一括発注方式）等の履行期限があらかじめ決められているものについては、所得計画の提出は必要ありません。
③ 対象期間の設定及び現場閉所（休日）の取り扱い	11	電柱移転等や地元調整等で着工に遅れた場合や施工が出来ない期間があった場合の取り扱いはどうしたら良いか。	その原因を明確にし、必要に応じて適切に対応して下さい。なお、受注者に責がない場合は下記のいずれかの取扱いとすることができます。 ①工事が動いていない期間が明確である場合は、当該期間を対象期間から控除することが出来る。 ②受注者が計画した休日を振替える場合は、対象期間から外さずに休日扱いとしても良い。	左と同じ。
	12	工事着手日とはいつのことか。	工事の場合、現場事務所等の設置、または測量を開始した日を言います。また、維持管理業務等の履行期限があらかじめ決められている業務の場合は、現場作業を開始した日を言います。	左と同じ。
	13	工事完成日とはいつのことか。	工事の場合、工期末の20日前までの期間を言います。また、維持管理業務等の履行期限があらかじめ決められている業務の場合は、現場作業が完了した日を言います。	左と同じ。
	14	対象外期間として年末年始6日間、夏季休暇3日間とあるが、具体的にいつを設定しており、土日を含む場合はどのように取り扱えば良いか。例えば、12月30日、31日が土日の場合の取り扱いはどうか。	年末年始6日間、夏季休暇3日間の取扱いについては、以下のとおりとします。 ・年末年始休暇期間は12月29日から1月3日までの6日間（土日含む） ・夏季休暇期間は土日以外の任意の3日間（基本はお盆期間）	左と同じ。
	15	工期末より早期に工事が完了した場合や工期延期した場合、対象期間はいつまでとなるのか。	いずれの場合も、工事完成通知書提出日の20日前までの期間を対象期間とします。	左と同じ。

週休2日工事要領についてのQ&A（土木部編）

2025-10

【現場閉所】

Q		A	発注者指定型	受注者希望型
① 達成状況の確認について	1	完全週休2日（土日）において、緊急作業等により月末の休日を翌月の第1週に振り替える場合など、完全週休二日を達成したが月単位を達成していない場合の補正はどうか	完全週休2日（土日）の補正係数で補正します。	左と同じ。
	2	完全週休2日（土日）において、土日が対象期間外となり、平日のみが対象期間となる週でも、2日間の休日の確保が必要か。また土日の片方だけが対象期間外となる週はどうか	平日のみが対象期間となる週は、休日がなくとも、その週は完全週休二日を達成したこととします。 土日の片方が対象期間外となる週は、対象期間となる日を休日とすれば、その週において完全週休二日を達成したこととします。	左と同じ。
	3	完全週休2日（土日）の確認において、平日が全て対象期間外となり、土日のみ対象期間となる週でも、完全週休二日を達成するには土日を休みとする必要があるか。	対象期間となる土日を休みとした場合、その週において完全週休二日を達成したこととします。	左と同じ。
	4	月単位の確認において、例えば10月21日が工事着手日の場合、10月31日までをひと月として週休2日の達成を確認するのか？それとも11月21日までをひと月として週休2日の達成を確認するのか？	10月21日から工事着手した場合、10月31日までをひと月として週休2日の達成を確認します。その際達成の確認方法は、その期間の28.5%で確認するか、もしくはその期間の土日の合計数以上休工としている場合において達成したとみなします。 なお、この考え方については、工期末の場合も同様です。	左と同じ。
	5	月単位の確認でその月の土日の合計数休んでいるにも関わらず28.5%を達成できない月は未達成になるのか？（例えば31日の内8日休み→25.8%）それが対象期間を通して続く場合も未達成になるのか？	月単位での達成の確認方法はその月で28.5%以上達成しているか確認する方法と、その月において土日の合計数以上休工としているか確認する方法のどちらかで確認してください。	左と同じ。
	6	対象期間が数日で、対象期間内に土日がない場合は、現場閉所をしなくても達成となるのか。	完全週休2日（土日）の補正係数で補正します。	左と同じ。

週休2日工事要領についてのQ&A（土木部編）

2025-10

【現場閉所】

Q		A	発注者指定型	受注者希望型
② 対象期間 の設定及び 現場閉所（休日） の取り扱い	7	現場閉所の例外として「現場管理上必要な作業」とは、具体的にどのようなことなのか。	現場の管理上必要な作業とは以下のような作業です。 ・巡回パトロールや保守点検 ・コンクリート養生等の品質確保上最低限の作業 ・交通誘導警備 ・その他、監督職員が必要と認めた作業	左と同じ。
	8	現場代理人や作業員が、現場閉所日に他の現場作業（施工や除雪業務等）をしていた場合も現場閉所となるのか。	現場閉所とは、「1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態」としているもので、現場閉所として取り扱ってください。本要領は、現場閉所率を経費の補正や評価の指標としており、受注者の従業員の働き方を縛るものではありません。しかしながら、本要領の趣旨を踏まえて従業員が休日を確保できるよう配慮願います。	左と同じ。
	9	施工の準備のために、対象工事現場内の除雪作業のみを実施した場合には現場閉所として扱えるのか。	仮設備点検等のための必要最小限の除雪を超えるものについては、現場作業と見なします。	左と同じ。
	10	一般交通を供するために行う現場内除雪のみを行った場合は現場閉所として扱えるのか。	一般交通を供するために行う除雪作業等の安全確保作業のみの場合は現場閉所とみなします（一般交通と関係のない現場内の除雪作業は現場閉所としない）。	左と同じ。
	11	2交替工事の場合の現場閉所日の考え方は。	2交替工事の2の組が翌早朝に行う作業（後片付けを含む）完了後、24時間以上の現場閉所が認められる場合に現場閉所日扱いとします。 （夜間工事・2交替工事の事例を参考）	左と同じ。

週休2日工事要領についてのQ&A（土木部編）

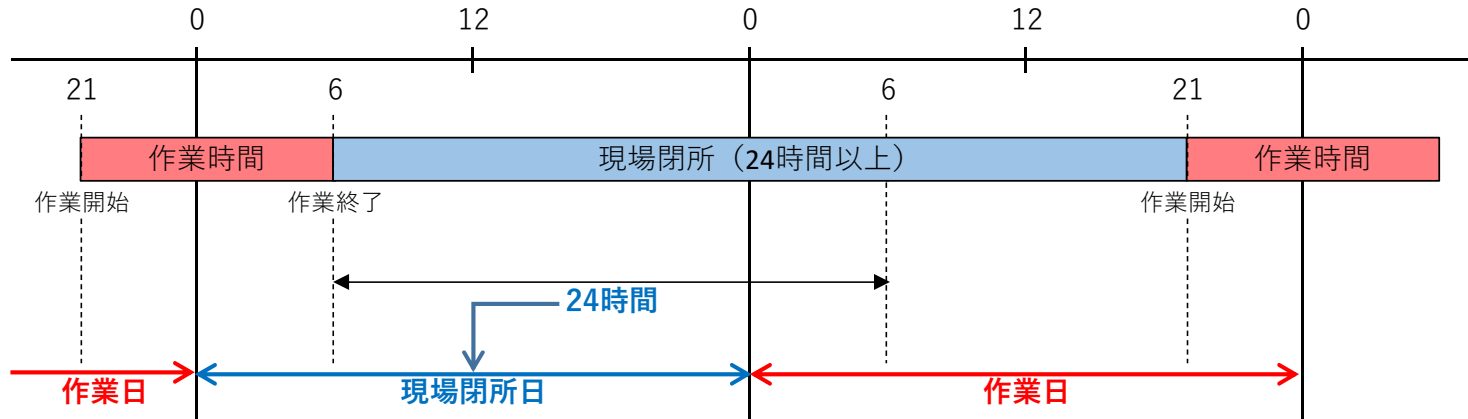
2025-10

【交替制】

Q		A	受注者希望型
② 実施 方法	8	監理技術者は専任の者でなければならないのか。	専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要するものではありません。監理技術者が休暇取得等のために短期間現場を離れることについては、適切な施工ができる体制が確保されていると認められる場合には、差し支えありません。
	9	平均休日日数の割合（休日率）の算出は、休日確保の確認対象者全体で休日率を算出しているが、補正対象は全ての労働者等が対象となるのか。 また、職種の定義・作業内容に技術及び技能の記載がない職種も休日確保の確認対象及び補正対象となるのか。	貴見のとおりです。ただし、補正対象は公共工事設計労務単価（51種）および電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工であり、それ以外の労務単価は補正対象となりません。
	10	公共工事設計労務単価（51種）以外の技術者等を施工体制台帳へ記載することを発注者が指示した場合、確認対象となるのか。 また、補正対象となるのか。 （例：測量業者など）	必要資料の提供の有無にかかわらず、測量業者等については確認対象となりません。 確認対象は、施工体制台帳上の元請・下請の技術者・技能労働者としておりますが、測量業者等は公共工事設計労務単価（51種）および電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工に該当しないため、確認対象として扱わないこととなります。

夜間工事・2交替工事の事例

1. 夜間工事の場合



2. 2交替工事の場合

